

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 7 号
件 名	議会基本条例「市民の議会への参画保障」に違背する梅山修委員長の正当理由のない趣旨説明出席の否決議決について
要 旨	<p>平成 23 年 10 月 17 日付梅山修文教経済常任委員長の回答書は、9 月 20 日同委員会での陳情第 10 号に伴う趣旨説明の要望を協議して不可とした理由について、「……受けないという意見が多かった……」と回答している。</p> <p>しかし、平成 23 年 9 月 20 日の文教経済常任委員会では、梅山修委員長が趣旨説明の申し出を受けるか否か各委員に対して意見を求めている。</p> <p>その求めに応じた委員は次の通り発言する。「……受けるべきかなというのは、一応意見として……」との陳情者の趣旨説明要望を受けることに賛成の意見記録である。</p> <p>その他に発言は皆無であるにもかかわらず、梅山修委員長は、「……大方受けないという意見が多いように思いますが……」と会議を仕切り、趣旨説明の要望を受けない決定を行ったものである。</p> <p>新潟市議会基本条例では、附則で市民の議会への参画を保障し、第 3 条、第 14 条には議会運営の公正、公平及び透明性の確保をうたい、第 4 条には高い倫理性の確立を求め、第 2 条に当基本条例の遵守が議会と議員に約束されている。</p> <p>したが、梅山修委員長の議会運営は新潟市議会基本条例に違背している。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 9 5 号